

なんぶ

2018年9月25日発行 発行人・編集 東京南部法律事務所

東京南部法律事務所「なんぶ」

50th Anniversary

50周年特集号

Contents

- ご挨拶
- 弁護士のひとりごと
- 事務局のひとこと
- 事務所のあゆみ・年表



ご挨拶

私ども東京南部法律事務所は今年創立50年を迎えることができました。

当事務所は1968（昭和43）年、代々木法律事務所、東京法律事務所（いずれも現在）、第一法律事務所のご協力により、弁護士4名、事務局2名で出発しました。

今では弁護士18名とそれを支える事務局員を擁し、また、これまでに五反田法律事務所はじめ全国各地に20数名の所員弁護士を送り出してきました。

蒲田駅東口ロータリー前の現所在ビルに事務所を構えてからも、すでに20年がたちます。

創立以来、大田の地域を中心に、市民の方々に身近な法律事務所として諸業務に取り組みとともに、みなさまのご支援を得ながら、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現をめざす諸活動に従事し、この使命に基づく社会秩序の維持や法律制度等の改善にもつとめてまいりました。

事務所創立15年目に掲げた「東京南部法律事務所所員の申合わせ」をひっぱりだして再読したところ、所員の基本的任務は「国家権力の独占的大資本から不当に圧迫された人々の権利を守る。国民内部の矛盾に対しては、正しい法的解決が与えられるようにする」、心構えは「依頼

者の要求に的確に応えられるよう、法律家としての研鑽に努める」とありました。なかなか堅苦しい言葉遣いではありますが、社会的・法的な不公平や不正を、それぞれが法律家として精一杯に是正していこうという先輩たちの気概を感じるところです。

所員一同、この気概を胸に秘め、我が国のおかれた現状のさまざまな厳しさや将来不安、生活する者たちが理不尽な苦闘を日々余儀なくされるなかで、引き続き、大田のみなさまはじめ多くの方々と一緒に、平和憲法を守り発展させ、誰もがまっとうな暮らしと幸福追求を妨げられることのない社会を目指し、歩みを続けていく所存です。

今日まで当事務所をご利用ご支援いただきましたみなさまにあらためて心より感謝申し上げますとともに、みなさまのご健勝とご多幸を祈念しつつ、引き続きのご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。当事務所創立50年にあたってのご挨拶とさせていただきます。

2018年10月

大森 夏織

弁護士のひまじり

おおすみ こうた
大住 広太



安関連法、盗聴法、司法取引、共謀罪（テロ等準備罪）、高度プロフェッショナル制度、マイナンバー、辺野古新基地建設等々、私が弁護士になってわずか4年の間に、様々な悪法・悪政が強行されました。

問題が生じるたびに、たくさんの人々が反対の声を上げ、抗議デモを行ったり、意見書を作成したりと、様々な運動を上げました。私も、微力ながら、法律・制度の問題点を学び、学習会を開催したり、各種の運動に参加したりしました。それにもかかわらず、制度が成立・施行されたことは、残念でなりません。

しかし、私たちが行った活動は、決して無駄にはなっていません。国民は厳しく監視しているんだぞ、ということを示し、法制度そのものやその運用を制限させることができたものも多々あります。地道な活動が、社会をよりよくする方向に動かす力になることは間違いありません。

私事ですが、今年1月には娘も誕生しました。日々成長していく娘を見守る時間は、何ものにも代えがたい大切な時間です。娘が大人になる頃、今よりももっと住みよい社会になっていくように、そしてそのために頑張ったんだぞ、と胸を張って言えるように、引き続き精進したいと思います。

やらこ一日一日を大切に

おおもり かおり
大森 夏織



10年前の事務所40周年にあたり、自分の理想とする弁護士像は「心のあたたかい働き者」でした。いまだ空恐ろしいほどに到達していないことはさておき、私ども「街弁」の目指すところは、ご相談者やご依頼者に、ほんの少しでも、肩の荷をおろして安心していただく、ほがらかな気持ちになっていただく、元気や勇気を出していただくこと。弁護士も27年目、体力気力の低下を日々感じますが、この目標だけは持ち続けたいと思います。

仕事の軸足が、患者側で医療事件に取り組むとともに、安全で良質な医療の確立や患者の権利実現を目指す諸活動にあることは、相変わらずです。

しかし、恒久平和主義に逆行する改憲が現実的危険となりつつある現状、憲法擁護を掲げる事務所の一員として事務所を支えることの必要性も強く自覚せざるを得なくなりました。さらにこの間、弁護士会役員等を経験したことで、基本的な人権と社会正義の実現を使命とする弁護士自治の堅持にも微力ながらかわかっております。

自身の健康やすこやかな心持ちの維持あっての弁護士業ですので、これからの一日一日も大切に過ごしていく所存です。当事務所共々、今後ともどうぞよろしくお申し上げます。

「人類誕生」と「個人の尊重」

かいふ こうぞう
海部 幸造



この夏、NHKスペシャル「人類誕生」（3回構成）を興味深く観たのですが、その第2回によると、ホモサピエンスが、自分より肉体的に頑丈で脳力でも大差のないネアンデルタールとの生存競争に勝ったのは、ネアンデルタールよりも遙かに多くの人々と共同生活をし、遠く離れた地域の人々と交流することが出来た集団力が決定的だったとのこと。

共同・交流により、物の流通や技術や文化が大きく発達したでしょう。よく、人間は「人」の「間」で成長することによって初めて「人間」になると言いますが、まさに、大きな共同生活によってこそ、ホモサピエンスは生存競争に打ち勝つことが出来たのであり、共生・交流は人間を「人間」たらしめている基本的な特質だということに改めて思いました。

私たちが、それぞれ違った個性を持ちながらも、共生する、共に歩む（遠藤周作的に言えば「同伴者」ということは人間の本質的行為なのでしょう。その為にはそれぞれの個性を認め合い、尊重し合うことは不可欠です。その意味で、近代憲法における「個人の尊重」（憲法13条）概念は、「ヒューマニズム」の根幹なのだろうと思います。大学時代に大きな影響を受けた本に「ヒューマニズムの発展（古在由重）」がありました。一人ひとりがその個性の違いを前提としながらより豊かに成長発展できるような社会に、憲法の理想が追求されるような社会に、少しずつでも近づけることが出来たら嬉しいと思います。その為に自分なりにもう少し頑張ろう、と思えます。

50周年インタビュー

かじやまたか
梶山 孝史

昨年12月に入所いたしましたして、50周年という節目の年に立ち会うことができました。創設初期から発刊された事務所ニュース「なんぶ」を読みますと、当事務所は大田をはじめとする地域の多くの方々を支えられながら、労働問題、憲法問題をはじめとする社会問題に取り組んできたのだと、改めて実感いたします（それと同時に当事務所のベテラン弁護士にもこんな若い頃があったのかと驚愕することもあります！）。

私が当事務所に入所してから1年も経っていないわけですが、労働事件をはじめ様々な事件を担当しております。とりわけ私が弁護士を志したきっかけでもある過労死事件を担当させていただく機会にも恵まれ、被災者やご遺族のため、悪戦苦闘しながらも尽力する毎日です。本年6月29日、働き方改革という名の下、過労死促進法と批判されながらも「高度プロフェSSIONナル制度」が成立してしまいました。同制度の悪用により、労働者の生命・健康が害されないよう、弁護士として様々な活動に取り組む所存です。

また、入所と同時にこの大田の地に移り住みましたが、まだまだ大田初心者ですので、大田の魅力を知っていきたいと思います。



新人らしく何事も全力で取り組む所存ですので、当事務所共々今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

私と南部事務所の50分の2

きくちさとし
菊地 智史

私が当事務所に入所してからもうすぐ2年になります。この間、様々な一般事件を担当させていただき、また地域のみならず一緒に活動させていただききました。ひとえに、事務所を支えてくださるみなさまのおかげです。

他方、この2年間で、日本の政治家は著しく劣化したと見えます。モリ・カケ問題の国会答弁に象徴されるごまかしや議論のすり替え、新聞記者の質問に答えず、かえって威圧的な言動をする大臣や官房長官、問題発言を繰り返す国会議員達……。不誠実の極みです。

原因の一つに、マスコミの萎縮があります。マスコミが政治家の不誠実な言動を報道しないため、政治家の不誠実さが国民に伝わらず、国民の監視を免れた政治家が不誠実に振る舞う。そんな構造が見えます。そこで、新聞やテレビをよく見て、健全な報道には応援の意見を、不健全な報道には批判の意見を、マスコミの人達に伝えるという活動はいかがでしょうか。私も、テレビ局に意見のメールを送信したことがあります。簡単でした。

50周年とは関係のない内容となっております。



ただ、私自身はまだ2年目ですので、歴史の重みを感じつつも、常に新しい弁護士像を模索したいです。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

雑感

きよみ さかえ
清見 榮

米朝の首脳会談がもたれました。核開発、ミサイル実験を着々と進める北朝鮮。これに対してアメリカを中心とした経済制裁が追加され、戦争への危険が現実化していく緊張の中での急展開です。目に見えた結果が出るには時間もかかるし、その結果の見通しも甘いものではないと思いますが、一つの歴史的な動きがある期待を持たせる出来事でした。

このような出来事の中で、何ともみっともないのが安倍政権の動きではなかったでしょうか。

アメリカが「制裁」を叫べば、声高に「制裁」を叫び、アメリカの動きが急変すれば直ちにこれを支持する。自主性を放棄した動きです。「戦後レジュームからの脱却」などと主張して日本の右傾化をすすめるようとしながら、アメリカ追随政策には一切触れようともしない安倍政権の象徴のような出来事です。日本は戦後、平和憲法により再出発しました。この憲法の平和原理を実現する役割を果たす動きが必要なのではないのでしょうか。そのためにも憲法9条の改悪を許さない努力が必要だと思います。



これからも歩みを進めたい

くろさわ ゆきこ
黒澤 有紀子

東京南部法律事務所に入所してからあっといいう間に7年目に突入し、来年には8年目となります。一日がジエックコースターのように過ぎ去ってしまい、悲しくなりませんが、この一日を生きられない方、命を守ることで精一杯の方々が世界中に沢山いることを新聞・ニュースを見て思います。

夏になると、70年以上前の「戦争」のことを考えます。先日、大田区在住の女優・鈴鹿景子さんの「八月の蒼い空」という語り芝居を見に行きました。戦争中、命が軽んじられ、毎日たくさん命が奪われること、必死で生きようともがきながら死んでいく人……。語りの素晴らしさ（演者の方の気持ちがよく伝わりました）、メッセージに感動し、最前列で号泣してしまいました。

今のところは、まだ、過去のこととして振り返り、反省し……ですんでいます。安倍政権のもとで進められている憲法改悪が許されてしまえば、「戦争」は、まさに私達の日常になってしまいます。未来の自分、家族、友人のことに思いをはせて、今、私達にできることを考えないといけない、後悔しないようにしたいと強く思います。東京南部法律事務所では、憲法改悪を許さない！と強く思い、地域の皆様とともに歩んでいきたい。



た。それは、これから変わらない信念です。私自身、東京南部法律事務所の一弁護士として、その歩みをさらに進められたらと思います。

50周年を迎えて

さかい こういち
坂井 興一

大抵の弁護士の業務仕舞い時は〇年。でも、継承の価値があれば、百年だって続く。現に日弁連より長い歴史を持つ弁護士事務所は幾つもあります。だからそれを目指して頑張らないと、と言いつつ、すぐさまそれはどうかなと突っ込まれてしまうのがこの業界の難しさ。そうは云っても信用度は老舗が勝るに決まっています。そう思われませんか。

そして事務所の寿命の長短を決めるのが、地域の皆様のご支持の度合い。老いたる私は間もなく舞台の袖に退きます。そしてみなさまのあたにかい励ましをいただくべく、後進諸君を叱咤激励して参ります。

私自身は地域の先達活動家のみなさまを見習ってアチコチの街頭でお会いできますよう努力します。あれこれ、これって未練かしら？ 未練なのね。ま、お許しを。何と云っても子どもの時からのひばりちゃんなんですから、試しにやってみましょうか。

この際一人孤高の幾山河や白鳥さんには、遠慮願って、お目にかかりましょうよ。ここだけの話、きりがなければ、愛顧よろしくの後進諸君のことはテキストにしてね。



もう10年 がんばります

さとう せいいち
佐藤 誠一

40周年を迎えた10年前のご挨拶で、「わが南部は今『不惑』といわれる40歳を迎えました」、しかしこれからも「なお血気盛んで、ますます『惑い』に満ちた」日々を送るのではないのでしょうか、と書きました。全くそのとおりでした。

東北大震災がありました。未曾有の原発事故を引き起こしました。戦争においてすら経験しなかった、「ふるさと喪失」がありました。これまでの価値観、人生観が否定されてしまったような、大きな喪失感が日本中に蔓延したようでした。その後誕生した第2次安倍政権は、それ以前にはない、政治的道德観を持たない内閣でした。

これらはいずれも私たちがかつて経験したことがない重大事態でした。これに抗するのには、「不惑」などあり得ません。試行錯誤のくり返しでした。しかもこの重大事態はまだ脱していません。試行錯誤は続いています。

この10年に、本格的に登山に取り組んでいます。一番の私の楽しみです。高く険しい山に取り組むのは、日々の厳しい課題に取り組むのに似ています。登頂したときの達成感を思い、諸課題に取り組みます。まだ10年、がんばる決意です。



核兵器のない世界へ向けて

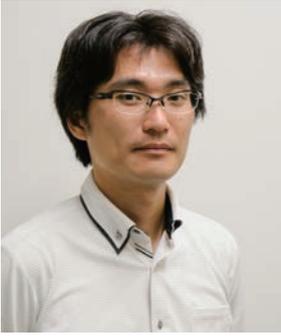
しばた よしのり
芝田 佳宜

2005年に弁護士登録をしてから参加している原爆症認定集団訴訟（ノーモア・ヒバクシャ訴訟）も、ついに東京の原告が残り1名になりました。一審の東京地方裁判所では6名全員が勝訴。国側が控訴して東京高等裁判所での審理が続けられてきましたが、今年（2018年）8月1日に結審し、11月28日に判決言い渡し期日が指定されました。

原爆症東京弁護団では、毎年8月に広島と長崎とで交互に合宿を行ってきました。原告の被爆後の足取りをたどったり、放射線影響研究所に行ったり、追悼式典に参加したり、資料館、史跡を訪れたりしました。ある程度のこととは知っているつもりでしたが、長崎医科大学で原子爆弾の犠牲者慰霊碑の中に親戚の名前を見つかったり、毎年新しいことを知ることができました。原爆を造った0科学者たちは、この新型爆弾を無警告で使用することに反対していたそうです。しかし、結果として、普通の日常生活を送る市井の人々の上にこの残酷な爆弾が投下されることになりました。どうして普通の市民が生活をしている街に原爆が投下されなければならなかったのでしょうか。

資料館で原爆投下時、広島、長崎にいた方々の体験を見聞きするたび、

世界のどこであっても、このようなことが再び起こらないことを強く願わねばなりません。



1985年

たけむら かずや
竹村 和也

私が生まれたのが1985年。1985年は、日本航空123便墜落事故が起きた年です。山崎豊子さんの『沈まぬ太陽』にも詳しく描かれていますが、その日本航空で行われていたのは激しい労働組合敵視の労務政策でした。その後も、労働組合による123便事故を教訓にした安全運航の確立のための闘い、労働者の権利確立のための闘いが続きます。私も事務所に入所後、日本航空整理解雇事件・不当労働行為事件に深く関わりました。整理解雇事件は残念ながら訴訟では解決に至りませんでしたが、多くのことを学び、労働事件を中心とする現在の弁護士活動の原点となっています。

1985年は男女雇用機会均等法が成立した年でもあります。当初は不十分な内容ではありましたが、徐々に積極的な改正が進められ、今や労働法分野では欠かせない法律となっています。私が初めて弁護団の主任を担当したのは、男女雇用機会均等法9条3項違反を争った日本航空客室乗務員産前地上勤務訴訟でした。この訴訟では、労働組合の大きな力で会社の制度を抜本的に改善させる勝利和解を得ることができました。

なにやら自分が生まれた年に無理に結びつけましたが、地域の労働組合と取り組んだ他の事件とともに、私の

現在の弁護士活動

に大きな意味を持つ2つの事件です。今後も忘れず労働者の皆様の力となるように尽力したいと思います。



40年経って

つかはら えいじ
塚原 英治

弁護士になって40年以上が経過しました。最初の20年は、航空労働事件と司法問題への取り組みを軸に、前半10年は交通事件を中心にした刑事事件など、後半10年は学会へのデビューと株主代表訴訟を中心とした市民オンブズマンの活動などが印象に残っています。弁護士会の副会長として半専従したのも得がたい経験でした。

次の10年は、司法改革・ロースクール設立への半専従的な関与と破綻金融機関の経営者責任追及が軸になっていました。

直近の10年は、経営者責任の追及を継続しつつ、弁護士倫理の研究、労働法の授業など7科目から8科目に達したロースクールの教員としての活動を中心にしたものになりました。事務所の法律相談書の改訂もそれなりに大きな仕事でした。最近では、振り出しに戻って裁判記録の保存と公開問題について、一線のジャーナリストとともに活動しています。

子どもも独立し、介護保険証が届くような年になりましたので、これまでやってきた事件を整理しつつ、ロースクールで育てた若い人たちが事務所の若手弁護士の力を伸ばすような仕事をしたいと思っています。



『My Favorite Things』

ながあうたこ

長尾 詩子



かしていきませう。お願ひします。

私の大好きなもの——11歳の息子のつんつんとした前髪をいじる朝、リビングで家族と食べるハーゲンダッツのラムレーズン、反対尋問がうまく決まった瞬間、法廷で「勝訴」を聞いた瞬間、シナモンの香りのするチャイを飲みながら推理小説を読む時間、あのう女友だちとおしゃべりしながら食べるパクチー、原田マハさんの小説を読む移動中の電車、「今日はいいい仕事をした!」と思いつながら帰宅する途中で見るとやみのブルー、私とは全く違う人生を歩いている人と同じ「正義」や同じ「思い」を語り合えた時、憲法9条の先駆性と13条の普遍性を話して共感を得られた時、(お菓子を食べられてしまうことにはあつても)気兼ねなく話ができる東京南部法律事務所と同僚のみなさん、最愛の息子と最大のパートナーの夫と過ごす時間。

そして、なにより、依頼者のみなさんからの「ありがとう」。

弁護士18年目です。次の10年も、初心を忘れず、大好きなものを抱きしめながら、「だれのこどももこころさせない」平和な社会になるように、憲法を活かしていきませう。

40周年から10年を経て

はやせ かおる

早瀬 薫



40周年の出版記念パーティーのときにお腹にいた次男が、3月には10歳を迎えます。仕事、子育て、家事とめまぐるしい10年間が過ぎました。10年前と変わらず重たいカバンとパソコンを持ち歩く日々の中でも、自分の時間を確保できるようにになりました。子ども向けの児童書を読んだり、サッカーワールドカップのTV中継を観戦したり、庭の月見草の花を眺めたりと、少しは文化的な生活もしています。

これまでなかなか手が回らなかった弁護士会の委員会にも参加し、高齢者や障害者の方の権利擁護のための活動にも微力ながら取り組んでいます。65歳以上の高齢者人口の占める割合は27%強、少子高齢化と言われる日本で、高齢の方も、子どもも、誰もが暮らしやすい社会であることが求められています。一人の弁護士としてできることは限られているかもしれませんが、今後も、ご縁のあったお一人一人のために、誠実に励んで参りますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

この時代に生きる者として

ふなお てつ

船尾 徹



国民投票を執拗に画策している。この秋から来年にかけて私たちの「安倍9条改憲NO!」の運動を、たくさんの方々とともに豊かに広げていこうと思っ。

森友・加計の公文書の改竄にみられる政治の私物化、南入・ダン・イラク派兵の隠蔽によるシビリアン・コントロールの形骸化、裁量労働制の導入のためのデータ捏造、ウソとごまかしを重ね、民主主義の土台を破壊する「安倍政権への批判が起り、その支持率は急落した。しかし、ほどなくしてその支持率は下げ止まりから上昇へと反転する兆候すら生じているこの国の昨今の事態をみて、「大衆は何事もすぐに信じるが同時に何事も信じない」(ハンナ・アーレント)「全体主義の起源」、そして自分の生きる世界が危機に晒されても、自分の頭で分析・俯瞰する視点をもつことなく、強力なリーダーの判断に過大な期待を寄せ権力に同調する「全体主義」の危険が、この社会に生まれているとする言説まで登場している。

でも私はそうは思わない。「安倍9条改憲NO! 全国市民アクション」は1800万人を超える空前の規模の改憲阻止の署名を集め、野党と市民連合の共同の前進は自民党改憲案を政党間協議を経て改憲原案へと具体化することを許さず、国会に提出することができない状況まで創り出しているのだから。

改憲勢力はこうした状況を打開するため、野党共闘の分断と臨時国会、遅くとも来年7月の通常国会までに改憲発議

これからの50年も 宜しくお願い致します

堀 浩介
ほり こうすけ

東京南部法律事務所が創設されてから50年が経ちました。私は、そのうちの21年間をこの事務所を通じてきました。その間、事件活動や人権活動を通じて、様々な方々と知り合いになり、交流を深めることができました。振り返ってみて、大変充実した時間を過ごすことができたことに、感謝の気持ちを新たにしております。これも、事務所の先輩方の努力と、事務所を支えてくださった地域の方々の支援があったからこそです。

わが事務所は次の50年を歩み始めることになりません。グローバル資本主義の更なる進展の下、中国などアジア諸国の経済発展のスピードはますます速まじいものがあります。その一方で、我が国は、かつて経験したことのない少子高齢化、人口減少社会を迎えます。市民の立場に立って、北東アジアの諸国民・民族と共生し、北東アジアの平和と安全の実現に貢献すること、国内では、これ以上の格差と貧困の拡大を阻止し、成熟した資本主義の果実を国民が等しく分け合う経済体制を作り上げていくこと、が求められています。



こつしたビジョンを実現するためにも、こころざしを同じくする皆様と共に前に進んでいきたいと考えております。

解決してからが本番

やすはら ゆきひこ
安原 幸彦

私たちが取り組む多くの裁判は、和解や判決によって解決し、そこで終了します。しかし、解決した後が本番という裁判もあります。

血友病患者が血液製剤で被害を受けた薬害エイズ事件の裁判は、提訴から7年目の1996年に和解で解決し、それから22年が経過しています。この間恒久対策・再発防止など被害者の救済のために、弁護士として取り組むべき課題が山のようにありました。そして、その最大の成果が、エイズでは死なない、エイズでは差別されない社会の構築でした。

ハンセン病訴訟は2001年、原告が全面勝訴した熊本地裁判決に被告の国が控訴せず、判決が確定して解決しました。それから17年間、弁護団はハンセン病に対する社会の理解を深める活動、療養者内外の元患者の生活を守る活動に取り組んできました。それが被害救済の基本を定めるハンセン病基本法の制定に結実しました。

このように、訴訟が世間で華やかに取り上げられるのはわずかな期間に過ぎません。その前後で、地道に取り組んでいる活動にも目を向けていただければと思います。



今後ともよろしく お願い申し上げます

やまぐち いずみ
山口 泉

当事務所が50周年をむかえることになりました。私は、当事務所が20周年をむかえた1988年に弁護士登録をし、当事務所に入所いたしましたので、私自身は30年を迎えることになりました。

この30年様々な経験を積み重ねさせて頂きました。この間、もっぱらいわゆる新自由主義改革により、社会における格差と貧困は深刻化し、この深刻化の度合いはますます増大しております。この格差と貧困の希望のない社会を改革していくための取り組みは極めて重要と考えております。

また、現代社会において日々生起する社会現象、法現象は、複雑化、高度化しており、実定法の解釈にとどまらず、これら諸現象についての理論的・解明動的把握が重要になるものと感じております。

弁護士としてのこれまでの経験を生かし、また今後も研鑽を積んで、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、微力を尽くしていきたいと考えて次第であります。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。





泉 雅剛

人の役に立ちたいと思い、入所しました。多くの人と知り合い、様々な事件や社会問題に関わらせていただき、多くを学ばせていただきました。これからも南部事務所所員の一人として微力ながら皆様のお役に立てるように頑張りたいです。

木村 秀幸

事務所は50周年を迎えました。時が経つのは早いもので、私も途中で入所してから17年が経過し、長女は今年成人しました（こちらのほうがビックリ！）。一社員としてこれからも皆様に信頼される事務所であるよう邁進してまいります。

中野 明日香

事務所に入所して19年。入所するまでは馴染みのない大田の地域でしたが、今ではテレビで大田が取り上げられると地元意識がわくようになりました。これからの微力ながら地域密着で事務所を支えていきたいです。

西 英子

2001年に入所し、早18年目。子どもの頃から、困っている人を助ける仕事をする父の姿を見てきました。まだまだ未熟ですが、自分も南部事務所所員として、そうありたいと思います。年齢も節目にきたので、気持ち新たに仕事も家事も育児ももっと楽しみたいと思つ今日この頃です。

畑田 真希子

入所10年目。私にとっても節目の年です。日々忙しすぎて、なかなかゆったり過ごす時間はありませんが、子どもを寝かしつけてからのママ会や同級会がリフレッシュタイムです。

田村 幹彦

最近では老眼鏡をかけても、パソコンのモニターに映る文字を見るのに苦労をしています。スマホを使いこなすなんて夢のようなことですが、時代に流されないように、必死にしがみついて、いましばらくがんばっていきます。

堀内 由美

事務所で過ごした20数年の間に、地域のつながりや活動を通してたくさんの人に出会い、多くのことを学ばせていただき感謝しています。今後一社員として皆様のお役に立てるよう努力してまいります。

下山田 千栄子

いつまでも若いと思っていたら、昨年まさかの還暦を迎えてしまいました。東京南部法律事務所働いていたからこそ関心を持ったこと——人権・憲法・平和・労働・貧困・教育・恋愛・結婚・子育て……。所員として50周年を祝えることができうれしく思います。

江口 奈保子

事務所設立の年に生まれました。事務所の歴史と自分の人生を重ねて考えます。たくさんの方に支え育てていただきました。支える側として、法律実務、地域の様々な課題に精一杯取り組んで参ります。

年月	世の中の動き	事務所活動
1968	4 青梅事件控訴審で全員無罪の判決 パリ5月革命 チエコ事件 メキシコ五輪 3億円強盗事件 東大安田講堂事件	★東京南都法律事務所開設
1969	2 1 最高裁、都教組勤評事件に無罪判決 アポロ11号月面着陸 札幌地裁・平賀書簡問題	□江崎グリコ本多さん(不当配転・解雇)76年2月和解 □立華学園(13名の不当解雇)71年11月和解
1970	2 大阪万国博覧会 東京地裁、教科書検定違憲判決 チリ、アジエンデ大統領就任	□石井鉄工(分裂攻撃と2名の不当配転・解雇) ◎労災職業病対策大田区共闘会議結成
1971	3 1 宮本裁判官、再任拒否 最高裁、阪口修習生の罷免を決定 東京、大阪で革新首長誕生 沖縄返還協定調印 司法の独立と民主主義を守る国民連続会議発足 新潟水保病患者側勝訴判決 中国国連復帰	◎司法反動阻止大田区実行委員会結成総会
1972	3 11 10 9 6 4 連合赤軍浅間山荘事件 沖縄交渉の密約極秘電文暴露される 沖縄地裁権限返還・本土復帰 国鉄マル生反対闘争 田中内閣発足 ミコンヘン五輪 日中国交回復 メーデー事件、東京高裁で無罪判決	□大映(破産) □早川鉄工(倒産・全員解雇)

年月	世の中の動き	事務所活動
1972	12 辰野事件東京高裁で無罪判決	□早川鉄工(背景資本三井物産に責任をとりさせて和解協定成立) □大田酒園さん選挙権事件 □日本メーカールーター(一時金支給について生産性向上協力の差し進み条件)
1973	1 最高裁、阪口元修習生の再採用を決定 ベトナム和平協定	□日本航空(昇給昇格差別) □北辰電機(不当労働行為差別、処分) □IAU(昇給昇格差別、不当配転) □日航乗員組合三役解雇勝利確定 □平野武男、よし子さん大田立看板事件 ★東京南都法律事務所5周年の集い ★五年のあゆみ一発行 ★建築公害大田協議会結成
1974	5 小選挙区制(角マンダ)反対行動 金大中事件発生 石油ショック 三菱樹脂高野事件最高裁判決	□エールフランス航空(ラッシュワイドスバリ移籍拒否解雇) □日航乗員組合・運乗組合統一達成 □ノースウエスト航空、パンアメリカン航空(争議禁止仮処分)
1975	11 スト権スト	★事務所蒲田駅西口コタカビルに移る □北辰電機(暴力事件損害賠償請求訴訟提起)
1974	12 初めての国民春闘 日教組に刑事弾圧 法制審、刑法全面改正を答申 参院選(保革伯仲) ニフソン辞任 最高裁猿払事件判決・公務員の政治活動一律禁止は合憲 三木内閣発足	□北辰電機の暴力事件現地調査中の弁護士船尾徹に対し暴力が加えられる □渡辺製鋼(破産・全員解雇) □春日電機(12名の不当解雇) □AGS(腰痛損害賠償請求提訴) □ソニー(褒賞休暇請求権行使仮処分) □日航客乗組合(シドニー・バンクーバー線仮処分) □日航客乗組合に分裂攻撃

年月	世の中の動き	事務所活動
1976	2 ロッキード疑獄 モントリオール五輪 田中前首相逮捕 毛沢東死去	★大田組合作り共同センター結成 □八重洲無線渡辺さん(不当解雇) □北辰電機(昇給昇格差別救済命令)
1977	2 12 福田内閣発足 えん罪の那須さん無罪の再審判決 田高騰	□英国航空(減便を理由とする整理解雇) □パンアメリカン航空(ロックアウト賃金請求) □渡辺製鋼(全員解雇反対闘争に勝利、80名が就労) □春日電機(不当解雇された12名全員の職場復帰) □日本航空客室乗務員組合(新入スチュワーデスへの脱退工作、不当労働行為) □シンガポール航空(上委員長不当解雇) □中須製作所(破産、地位保全) □桂川精製都労委勝利命令 □パンアメリカン航空(ストを理由に組合に損害賠償請求) □日航客乗組合(腰痛職業病認定)
1978	10 医療問題弁護団結成 成田空港開港	□サラ金の取立禁止の仮処分 □AGS都労委和解 ★事務所西蒲田ツユキビルに移転 □東京スモン訴訟で東京地裁が製薬全社と国の責任を認定する判決 □日航客乗組合(フアラールンブルー墜落事故損害賠償請求) ★東京南都法律事務所開設10周年のついで ★10年のあゆみ一発行 □人違い監置事件発生
1979	6 東京サミット 5 政府、元号法案国会下程 4 2 都知事選挙鈴木俊一当選・革新都政終焉 12 大平内閣発足 10 沖電気指名解雇	□カコストロポ(全面閉鎖、全員解雇) □パンアメリカン航空(配転命令事前差止処分)

年月	世の中の動き	事務所活動
1979年 8月	福岡地裁免田事件で再審開始 死刑執行停止の決定 ソ連アフガニスタン侵攻	□ 日航客乗組員(国際線ジャンボ機の乗員編成切下撤回を求める裁判) □ スモンの会全国連絡協議会 国・製菓会社とスモン和解の確約書調印 □ 大森簡裁 大田立看板事件に有罪判決
1979年 9月	北炭夕張炭鉱でガス突出 93人死亡 自衛隊 刑法改正の基本方針	□ 日本航空(倉持裕裕格「10億円賞金」差別郵券勝利命令) □ シンガポール航空(不当解雇訴訟) □ 中須製作所(破産争議終結) 企業再開される □ 英国航空(整備工の自殺を労災認定) □ 平和島遊艇(選挙活動に刑事弾圧)
1979年 10月	日航機羽田事故	□ 全日空(スチュワーデスの妊娠退職制撤廃) □ エールフランス航空(人員整理) □ 道交法中村事件(標識裁判) 無罪判決 □ 道交法坂口事件(覆面パトカー) 公訴棄却判決
1979年 12月		□ ノースウエスト航空ホテル支部(刑事弾圧) □ ノースウエスト航空(一時金仮処分) 9月勝利決定 □ パキスタン航空(ドライバー整理) 12月勝利和解(復職) □ 大田立看板事件 東京高裁 無罪判決 □ カコストロホ(全面和解成立) □ 業過林田事件(ラペラシヤ) フト脱着事故 無罪判決 □ 大田病院事件(戸別訪問) 最高裁 上告棄却の判決
1980年 2月		□ 昭和車機製作所(自己破産) 従業員全員解雇 □ ノースウエスト航空ホテル支部(解雇)
1980年 4月	自民党、スパイ防止法案要綱決定 ダブル選挙・鈴木内閣発足 モスクワ五輪(日本不参加)	
1980年 6月		
1980年 7月	アメリカ大統領にレーガン当選	
1980年 11月		
1980年 12月		
1981年 2月	最高裁、日産自動車女子差別定年制無効の判決を支持	
1981年 3月		
1981年 5月	フランス大統領にミッテラン当選	
1981年 6月		
1981年 7月	東京高裁、百里基地訴訟で国側勝訴の一審判決を支持、控訴棄却	
1981年 8月		
1981年 9月		
1981年 10月		
1981年 12月		

年月	世の中の動き	事務所活動
1982年 3月	最高裁、大森勸銀事件で上告棄却。近田才典さん無罪確定 政府警察拘禁一法案を国会へ提出 三井警察庁長官訓示	□ シンガポール航空(争議勝利解決、委員長職場復帰) □ パンアメリカン航空(解雇予告の効力停止仮処分勝訴) □ 八重洲無線渡辺さん(郵券勝利命令) □ ノースウエスト航空レイオフ事件高裁判決(一部勝訴)
1982年 4月		
1982年 6月	北炭夕張炭鉱閉山、全員解雇へ 中曽根内閣発足	□ 村上一人税金訴訟(一部取消の勝利判決) □ 北辰電機(暴力裁判、会社は原告の請求を認認)
1982年 7月		
1982年 10月		
1982年 12月		
1983年 2月	第二臨調最終答申	□ ソニー(褒賞裁判一審敗訴) 鶴の木名店街(再開発解決) 83年12月完成
1983年 3月		
1983年 5月	国鉄再建管理委員会設置法成立 参議院選挙初比例代表制「免田事件」再審無罪判決	□ 北辰電機(争議全面勝利判決) 東京社会病院(倒産全員解雇、5月8日労働組合結成) □ 昭和車機(勝利和解) □ 日本航空客乗(ニューコープ) 緑の違法(業務命令拒否) □ 桂川精煉(組合脱退工作、仕事差別、解雇勝利判決) □ ワンルームマンション反対同盟結成
1983年 6月		
1983年 7月		
1983年 10月	田中元首相第一審で有罪判決	★ 東京南部法律事務所15周年のつどい ★ 船尾徹 自由法曹団事務局長就任
1983年 12月		
1984年 5月	警察拘禁一法案廃案 総選挙・第二次中曽根内閣発足	□ 大森精工機(一時金不払) 都労委和解 □ ノースウエスト航空ホテル支部(刑事弾圧事件)一部無罪判決
1984年 7月		
1984年 9月	健康保険法改悪 本人一割負担導入	□ 日本メーラーオーダー(一時金差別事件最高裁で逆転勝利判決) □ スイス航空堀さん(職業病) 解雇東京地裁勝利判決 □ 大田区サラ金問題対策協議会結成 ★ 清見栄 総評弁護団総括事務局長就任 □ 日本航空(中労委10億円差別勝利和解・争議解決)
1984年 10月		

年月	世の中の動き	事務所活動
1984年 10月	政党法定の動き	□ 日本航空 佐藤賢子さん(懲戒処分無効確認請求事件東京地裁全面勝訴) ○ 国鉄分割民営化反対・国民のための国鉄をつくる大田連絡会結成 ★ 相模原との法律相談(同文題) を出版
1984年 11月		
1984年 12月		
1985年 1月	ヒロシマ・ナガサキからのアピール発表	★ 事務所「ニュース「なんぶ」」発行(以後年2回)
1985年 2月		
1985年 3月		
1985年 4月	男女雇用機会均等法成立	□ 八重洲無線、渡辺さん(解雇勝利和解) □ 医療過誤田村事件・史上最高額の勝訴判決 □ ケット科学研究所(解雇) 9月勝利復職
1985年 5月	自民党、国家機密法案を国会提出	□ 東京航空クリーニング石塚さん(不当解雇) 86年1月和解 □ 少年冤罪草加事件 6人の少年逮捕
1985年 6月	徳島フジオ商殺し事件再審無罪判決 労働者派遣法成立	○ 国家機密法阻止大田区連絡会結成 □ 東京計器子ビブス裁判(名誉回復勝利判決) □ 全港湾・自交総連など27組合、労働者派遣法がILO 96号条約違反であるとしてILOに提訴
1985年 7月	日航ジャンボ機、群馬県の山中に墜落 軍事費GNP1%突破へプラザ合意	□ 池上駅「ラマキ弾圧事件」
1985年 8月		
1985年 9月		
1985年 11月	国家機密法廃案	★ 結婚・離婚の法律相談 同文題 を出版 ★ 山川豊 総評弁護団総括事務局長就任
1985年 12月		
1986年 3月	東京高裁、教科書検定合憲判決 国鉄分割民営化法案国会提出	□ 国労新橋支部(テレビ搬出禁止仮処分) □ 国労東京連区分会(人活センター)訴訟、業務命令効力停止仮処分 ○ 大型間接税導入に反対する大田連絡会結成
1986年 4月	男女雇用機会均等法施行 チエルノブイリ原発事故 衆参ダブル選挙・自民圧勝	□ 桂川精煉(賞金・昇格差別) 勝利和解・争議解決
1986年 7月		
1986年 8月		
1986年 9月		
1986年 10月	国労修善寺大会(労使共同宣言) 否決 日本共産党緒方国際部長宅電話盗聴発覚 国鉄分割・民営化法案強行成立	
1986年 11月		
1986年 12月		

年月	世の中の動き	事務所活動
1988	1 売上税反対の運動で列島騒然となる 2 霊感商法被害救済担当弁護士連結発足 3 熊本地裁水俣訴訟勝利判決 4 横浜地裁米軍機墜落事故訴訟勝利判決 5 国鉄分割・民営化スタート 6 売上税法廃案廃案 7 警察拘禁一法案国会工程朝日新聞版神支局騒動事件	1 山武ハネウエル 賞金昇格差別部労委申立 86年10月神労委にも申立 2 パンナム太平洋線 ユナイテッドに売却・移行 3 セガエンタープライゼス(製造部門の佐倉移転操業を強行。全金組員17名に配転命令) 4 沖電気(和解争議解決 70名の解雇撤回、35名は復職) 5 芙蓉交通(立入禁止仮処分) 6 インド航空(客室乗務員の若年定年制) 7 東京計器(工場移転、強制配転問題解決。栃木への配転者を29名から17名に削減) 8 山武ハネウエル(配転・部労委申立、11月15日神労委にも申立) 9 セガエンタープライゼス(工場移転、配転問題和解。6名は羽田に残す) 10 国労7電車区(配属差別・部労委申立) 11 東京社会病院(闘争終結) 12 水俣病大田連絡会結成 1 1 ノースウエスト航空部部分事件、最高裁で逆転敗訴 2 国労新幹線支部(出向・配属差別・部労委申立) 3 港区青島幼稚園(白紙仮処分) 4 国労(組合事務所明渡訴訟) 5 鶴の木住宅組合(地上げ屋の脅迫行為等禁止仮処分) 6 ILO理事会、労働者派遣法は96号条約違反とならずとの決定 7 国労新橋支部(配転・部労委申立) 8 鶴の木住宅組合(仮処分和解) 9 在日ノ連人の連立をめぐる事件で全面勝利判決 10 千代田化工建設越智さん(解雇無効仮処分) 11 純中立労組懇、中労委労働者委員任命差別に取消訴訟を提起 12 雲台民商吉岡さん(課税処分取消訴訟)
1988	6 総評第70回大会 解散決定 7 統一労働組運動 8 第24回ソウル五輪 9 アメリカ大統領選挙 10 消費税導入 成立 11 昭和大皇死去 昭和立憲消費税法実施・税率3% 12 宇野宗佑内閣発足 1 天安門事件 2 参院選・与野党逆転 3 坂本弁護士一家が行方不明 4 ベルリンの壁崩壊 5 総評解散・日本労働組合総連合会発足 6 アジア・太平洋法律家会議	6 国労東京地本(ボーナスの不当カット・部労委申立) 7 パーミア退学事件(生徒たる地位確認請求) 8 横須賀じん肺訴訟(住友重機、首都圏で初の石綿じん肺訴訟) 9 東京高裁、緒方宅盗聴事件付審判請求拒否却却 10 東京南部法律事務所20周年のつとめ 11 「20年のあゆみ」発刊 12 「土地建物の法律相談」(同文館)を出版 1 水俣病大田連絡会結成総会(11月10日) 2 大型間接税反対大田連絡会(12月2日)

年月	世の中の動き	事務所活動
1991	9 自衛隊のペルシヤ湾派遣 7 自由法曹団70周年 5 多国籍軍イラクに攻撃開始 4 始・湾岸戦争 3 ユーゴスラビア内戦突入 1 氏当選	1 AGS(腰痛裁判勝利判決) 2 トキメック(賞金昇格差別事件部労委提起) 3 「相続贈与の法律相談」(第2版)(同文館)を出版 4 青南幼稚園日照事件和解解決
1990	11 イラク軍クウェート侵攻 10 海部首相 中東支援発表 9 ドイツ・国家統一回復 8 国連平和協力法案提出 7 即位の礼 6 沖縄県知事選・大田昌秀氏当選	1 常磐じん肺福島地裁いわき支部勝利判決 2 「結婚離婚の法律相談」(第2版)(同文館)を出版 3 桂川精螺(昇格差別反対闘争勝利報告集)
1989	11 昭和大皇死去 昭和立憲消費税法実施・税率3% 8 宇野宗佑内閣発足 7 天安門事件 6 参院選・与野党逆転 4 坂本弁護士一家が行方不明 1 ベルリンの壁崩壊 2 総評解散・日本労働組合総連合会発足 3 アジア・太平洋法律家会議	1 インド航空女性客室乗務員の若年定年制撤廃 2 常磐じん肺福島地裁いわき支部勝利判決 3 「結婚離婚の法律相談」(第2版)(同文館)を出版 4 桂川精螺(昇格差別反対闘争勝利報告集)

年月	世の中の動き	事務所活動
1994	12 小選挙区制法案、参院で否決 9 修正案逆転可決 8 細川首相抜擢引疑念で辞任 6 羽田孜(新生党)内閣 4 松本サリン事件発生 3 村山富市連立内閣発足 1 緒方盗聴事件、東京地裁判決、警察関与の組織的犯罪と認定 2 大森簡易裁判所・霞ヶ関に統合	1 大田労働発足 2 インド航空判決 3 坂井東井副会長就任 4 自衛隊海外派兵反対大田連絡会発足 5 事務所所浦田東口エムアンドエム1ビルへ移転 6 「土地建物の法律相談」(第2版)(同文館)を出版 7 雲台民商吉岡さん(税金裁判 課税処分の半額を返還させる勝利判決) 8 ノースウエスト航空(整備士橋本さん解雇事件完全勝利 職場復帰) 9 東京市民オンブズマン結成(事務局長・塚原) 10 株主代表訴訟提訴 11 日航乗員組合の勤務協定破棄 勤務基準の切り下げ強行 12 山武ハネウエル(賞金昇格差別撤廃闘争勝利解決) 1 鹿島建設株主代表訴訟贈賄・使途不明金・談合) 提訴 2 渡辺製菓(倒産全員解雇) 3 ソニー時短仮処分 4 日本航空乗員勤務裁判提起 5 スカンジナビア航空大規模リストアップ発表・争議へ 6 不況打開大田実行委員会結成 7 ハザマ株主代表訴訟全面勝利判決
1993	9 労基法改正・パート法制定 8 宮沢内閣不信任案可決 7 衆院解散 6 総選挙・自民過半数割れ 5 細川護国連立内閣発足	1 雲台民商吉岡さん(税金裁判 課税処分の半額を返還させる勝利判決) 2 ノースウエスト航空(整備士橋本さん解雇事件完全勝利 職場復帰) 3 東京市民オンブズマン結成(事務局長・塚原) 4 株主代表訴訟提訴 5 日航乗員組合の勤務協定破棄 勤務基準の切り下げ強行 6 山武ハネウエル(賞金昇格差別撤廃闘争勝利解決)
1992	11 借地借家法改正 10 宮沢内閣不信任案可決 9 宇野宗佑内閣発足 8 波多野内閣内閣状態 7 PKO協力法可決 6 パルセロナ五輪 5 反核国民法廷 4 アメリカ大統領選・クリントン(民主党)圧勝 3 労基法改正・パート法制定 2 宮沢内閣不信任案可決 1 衆院解散 2 総選挙・自民過半数割れ 3 細川護国連立内閣発足	1 大田労働発足 2 インド航空判決 3 坂井東井副会長就任 4 自衛隊海外派兵反対大田連絡会発足 5 事務所所浦田東口エムアンドエム1ビルへ移転 6 「土地建物の法律相談」(第2版)(同文館)を出版 7 雲台民商吉岡さん(税金裁判 課税処分の半額を返還させる勝利判決) 8 ノースウエスト航空(整備士橋本さん解雇事件完全勝利 職場復帰) 9 東京市民オンブズマン結成(事務局長・塚原) 10 株主代表訴訟提訴 11 日航乗員組合の勤務協定破棄 勤務基準の切り下げ強行 12 山武ハネウエル(賞金昇格差別撤廃闘争勝利解決)

年月	世の中の動き	事務所活動
1998	7 阪神大震災 地下鉄サリン事件	□ 洗心保育園（生休無休化に反対する支援共闘会議） ★ 海部幸造 青年法律家協会弁護士学者合同部会事務局長就任 □ 雲合民商吉岡さん（税金裁判、高裁で勝訴維持）
6 5	弁護士会館完成オープン 関西電力裁判・上告棄却 沖縄女子小学生が米兵に乱暴される 沖縄県民総決起集会	★ 「相続贈与の法律相談（第3版）」（同文館）を出版 □ 大煙交通運賃申請求勝訴訟判決
12	日米新ガイドライン 北海道拓殖銀行破綻、山一証券自主廃業 韓国大統領選・金大中出選	□ スカンジナビア航空（解雇事件、東京高裁勝利和解・全員職場復帰） □ 洗心保育園（都労委和解成立、10月協定締結） □ 東京HIV訴訟和解成立 □ 常盤しん肺訴訟全面解決 □ 大田区KBKビル購入区役所移転反対「区民投票条例」を求める直接請求 ★ 「相続贈与の法律相談（第3版補訂版）」（同文館）を出版 □ 東京大気汚染裁判提訴
11 9 8	消費税5%に 神戸須磨区少年殺人事件 家永教科書最高裁判決	□ アリタリア航空解雇事件（仮処分勝利和解職場復帰） □ 「女子保護」規定撤廃を許さない大田の会結成 ★ 塚原英治一井副会長就任 □ 天竜交通（広田さん、フモ農山出労労災申請） □ 第一勧業（総務室への利益供与につき株主代表訴訟提訴） ★ 事務所浦田村ヒルに移転する大田連絡会結成
5 4 3 1	水保病国賠訴訟全面解決 調印 アトラント五輪	□ 大煙交通運賃申請求勝訴訟判決 □ スカンジナビア航空（解雇事件、東京高裁勝利和解・全員職場復帰） □ 洗心保育園（都労委和解成立、10月協定締結） □ 東京HIV訴訟和解成立 □ 常盤しん肺訴訟全面解決 □ 大田区KBKビル購入区役所移転反対「区民投票条例」を求める直接請求 ★ 「相続贈与の法律相談（第3版補訂版）」（同文館）を出版 □ 東京大気汚染裁判提訴
7 5	橋本龍太郎内閣発定 住専処理法案	□ 少年犯罪早加事件（民事事件最高裁判決・東京高裁の「有罪」判決を破棄差戻し02年東京高裁「無罪」判決） □ 司法改革100万人署名やりくり □ 痴漢冤罪大田事件（東京簡裁無罪判決） □ トキメック（差留退職200名） ★ 海部幸造、青年法律家協会弁護士学者合同部会議長就任

年月	世の中の動き	事務所活動
1999	10 有事立法 労働法制改善	□ 新ガイドラインとその立法化に反対する大田連絡会結成 ★ 「なんび」30周年特集号発行
1998	9 石原都知事誕生 整理回収機構発足	□ ハンセン病（国賠東京地裁提訴） ★ 「土地建物の法律相談（第3版）」（同文館）を出版 ★ 「労働契約Q&A（日本評論社）出版記念のついで」 □ 日本航空客乗男女雇用機会均等調停申立 □ 薬害ヤコブ大田連絡会結成
1999	8 7 6 憲法調査会設置	★ 「労働組合Q&A（日本評論社）出版 □ 関根医療事故裁判仙台地裁勝訴 □ セガ（酒井さん解雇無効仮処分決定） □ ストロークス（倒産争議終結） □ 日本航空乗員（勤務基準不利益変更事件東京地裁勝利判決）
2000	2 1 商工ローン問題・日米業務停止 憲法調査会審議始まる	□ 少年犯罪早加事件（民事事件最高裁判決・東京高裁の「有罪」判決を破棄差戻し02年東京高裁「無罪」判決） □ 司法改革100万人署名やりくり □ 痴漢冤罪大田事件（東京簡裁無罪判決） □ トキメック（差留退職200名） ★ 海部幸造、青年法律家協会弁護士学者合同部会議長就任
2001	4 有事立法 労働法制改善	□ 新ガイドラインとその立法化に反対する大田連絡会結成 ★ 「なんび」30周年特集号発行
1999	4 石原都知事誕生 整理回収機構発足	□ ハンセン病（国賠東京地裁提訴） ★ 「土地建物の法律相談（第3版）」（同文館）を出版 ★ 「労働契約Q&A（日本評論社）出版記念のついで」 □ 日本航空客乗男女雇用機会均等調停申立 □ 薬害ヤコブ大田連絡会結成
1999	8 7 6 憲法調査会設置	★ 「労働組合Q&A（日本評論社）出版 □ 関根医療事故裁判仙台地裁勝訴 □ セガ（酒井さん解雇無効仮処分決定） □ ストロークス（倒産争議終結） □ 日本航空乗員（勤務基準不利益変更事件東京地裁勝利判決）
2000	2 1 商工ローン問題・日米業務停止 憲法調査会審議始まる	□ 少年犯罪早加事件（民事事件最高裁判決・東京高裁の「有罪」判決を破棄差戻し02年東京高裁「無罪」判決） □ 司法改革100万人署名やりくり □ 痴漢冤罪大田事件（東京簡裁無罪判決） □ トキメック（差留退職200名） ★ 海部幸造、青年法律家協会弁護士学者合同部会議長就任
2001	4 有事立法 労働法制改善	□ 新ガイドラインとその立法化に反対する大田連絡会結成 ★ 「なんび」30周年特集号発行

年月	世の中の動き	事務所活動
2001	5 司法制度改革審議会最終意見 テロ特措法等成立	□ つくる会教科書大田区で不採択 □ セガ（争議全面解決） □ 日債銀旧取締役に対する損害賠償請求訴訟提起 □ 東京大気汚染訴訟東京地裁勝訴判決
2002	3 1 司法改革推進本部設置	□ 京王バス（就業規則不利益変更無効を求めて提訴）04年勝利和解 □ 大森精工機（民事再発注） □ 東京大気汚染裁判大田連絡会結成
2003	12 有事三法案国会工程 日韓ワールドカップ開催	□ 日本航空乗員（ヌールボックロス、都労委勝利命令）会社側7月提訴、10月和解 □ 新海歌工管理職労働組合東京大気汚染公害裁判（第1次訴訟の判決） □ 薬害肝炎集団訴訟提訴 □ 預金過払松1次集団訴訟 □ 中国「残留孤児」国賠訴訟提訴
2004	4 JAL・JAS統合	□ 日本航空機長（長時間乗務手当裁判東京地裁勝利判決） □ 日本航空乗員（勤務基準不利益変更東京高裁勝利判決） □ 中国残留孤児を支援する大田の会結成 □ 京急バス労組結成 □ 教育基本法を守り生かす大田の会結成 □ 堀越事件（ヒラマキで起訴） □ 日本航空（乗員勤務基準不利益変更無効判決・第2次） □ 日債銀「トップ」事件東京地裁判決 □ 原爆症認定東さん勝利判決 ★ 塚原英治 早稲田大学法科大学院教授就任 ★ 佐藤誠一 第二東京弁護士会副会長就任

年月	世の中の動き	事務所活動
2006	<p>12 11 10 9 6 5 4 12 1110 9 7 5</p> <p>労働審判制度始まる 国民投票法案国会上程 教育基本法「改正」国会 上程</p> <p>自民党新憲法草案</p> <p>郵政選挙・自民党圧勝 布川事件土浦支部再審開 始決定</p>	<p>□ 日債銀 NTF 事件東京地裁 判決</p> <p>□ 日本航空客乗乗客訴訟除裁判 提訴</p> <p>□ 関西興業（争議解決）</p> <p>□ 大森クローム（都労委申立）</p> <p>□ 横浜事件（再審開始決定）</p> <p>□ 南大井マンションビル入れ 事件（不起訴）</p> <p>□ 日商石油（山田さん、都労 委勝利命令）</p> <p>□ 日本航空 乗員勤務裁判 全面勝利解決</p> <p>□ フィンランド航空（解雇事件 和解）</p> <p>○ 弁護士らの会・おたか結成</p> <p>□ 世田谷区公法弾圧事件（ピ ラマキで厚労省職員の手治 橋さん逮捕）</p> <p>★ 海部幸造 日本民主法律家協 会事務局長就任</p> <p>□ 日本航空客乗乗客さん（労 災事件千葉地裁勝利判決）</p> <p>○ 大田九条の会結成</p> <p>★ 堀浩介 日本労働弁護団事務 局長就任</p> <p>□ タクシー労働者（国交省通 達、大口利用者チケット割 引認可処分取消を求めた 訴訟）08年5月敗訴判決</p>
2005	<p>4 3 10 8 7 6 5</p> <p>厚労省ホワイトカラーエ グゼンアップシヨンの導入検 討</p> <p>新中越地震</p> <p>九条の会アピール発表 アテネ五輪</p>	<p>□ 中国残留孤児（国賠訴訟東 京地裁敗訴判決）</p> <p>□ 日丸君が代処分取消提訴</p> <p>□ 東京生存権裁判提訴</p> <p>□ 大森クローム（未払い賃金請 求和解）</p> <p>□ スカイマーク（東京地裁損害 賠償請求勝利判決）</p> <p>□ 原爆症認定集団訴訟（東京 地裁勝利判決）</p> <p>○ 生存権裁判を支える大田の会 結成</p> <p>□ 栗書肝炎（東京地裁勝利判決）</p> <p>□ 日本航空（深夜夜業免除裁判 東京地裁勝利判決）</p> <p>□ 最高裁遺族年金近親者にも 支給認め</p> <p>□ 本多史和さん（残業未払事 件一審勝利判決）</p> <p>□ ソニー（厚労省拒否後 処分申立）11月27日和解</p> <p>□ 君が代不起立解雇裁判敗訴 判決</p> <p>★ 労働組合Q&A第2版（日 本評論社）出版</p> <p>★ 「相続・贈与Q&A」（日 本評論社）出版</p> <p>□ 東京大気汚染公害裁判（東 京高裁和解）</p>
2004	<p>6 5</p> <p>裁判員法成立</p> <p>自衛隊イラク派遣</p> <p>九条の会アピール発表</p>	<p>□ 日本航空（CCU不当労働 行為救済部労委申立）</p> <p>□ 日商石油（山田さん争議解決）</p> <p>□ 日本航空（メンテナン）サー ビス乗田さん（再雇用拒否 事件和解）</p> <p>□ 堀越事件（罰金10万執行猶 予2年の有罪判決）</p> <p>□ 日丸君が代予防訴訟（東京 地裁、強制は違憲との画 期的判決）</p> <p>○ アスベスト被害対策大田連 絡会結成</p> <p>□ 南アフリカ航空（いじめ解雇 解決）</p> <p>□ 日本航空若本さん（労災事 件、東京高裁勝利判決）</p>

年月	世の中の動き	事務所活動
2008	<p>8 6 5 4 3 2 1 1110 9 8 7 6 5 3 2 1</p> <p>原爆症の新基準「認定拡 大」</p> <p>菜書肝炎救済法成立・基 本合意</p> <p>中国「残留孤児」新支援 策策定</p> <p>福田康夫内閣発着</p> <p>郵政民営化</p>	<p>□ 中国残留孤児（国賠訴訟東 京地裁敗訴判決）</p> <p>□ 日丸君が代処分取消提訴</p> <p>□ 東京生存権裁判提訴</p> <p>□ 大森クローム（未払い賃金請 求和解）</p> <p>□ スカイマーク（東京地裁損害 賠償請求勝利判決）</p> <p>□ 原爆症認定集団訴訟（東京 地裁勝利判決）</p> <p>○ 生存権裁判を支える大田の会 結成</p> <p>□ 栗書肝炎（東京地裁勝利判決）</p> <p>□ 日本航空（深夜夜業免除裁判 東京地裁勝利判決）</p> <p>□ 最高裁遺族年金近親者にも 支給認め</p> <p>□ 本多史和さん（残業未払事 件一審勝利判決）</p> <p>□ ソニー（厚労省拒否後 処分申立）11月27日和解</p> <p>□ 君が代不起立解雇裁判敗訴 判決</p> <p>★ 労働組合Q&A第2版（日 本評論社）出版</p> <p>★ 「相続・贈与Q&A」（日 本評論社）出版</p> <p>□ 東京大気汚染公害裁判（東 京高裁和解）</p> <p>□ 日本航空（客室乗務員監視 ファイル事件、損害賠償請 求提訴）</p> <p>□ スカンジナビア航空（本田さ ん解雇労働審判（職場復帰） 評論社）出版</p> <p>★ 「結婚・離婚Q&A」（日 本評論社）出版</p> <p>□ マクドナルド（高野さん）（店 長は名ばかり管理職、残業 代支払い命令判決）</p> <p>□ 日丸君が代訴訟（東京地 裁再雇用拒否は違法の判決）</p> <p>□ 日本航空（CCU都労委勝利 命令）</p> <p>□ 横浜事件（最高裁上告棄却・ 横決決定確定）</p> <p>★ 労働契約Q&A第3版（日 本評論社）出版</p> <p>□ 本多史和さん（残業未払事 件東京高裁勝利判決）</p> <p>□ 東京生存権裁判不当判決</p>
2007	<p>原爆症名古屋地裁判決</p>	<p>□ 中国残留孤児（国賠訴訟東 京地裁敗訴判決）</p> <p>□ 日丸君が代処分取消提訴</p> <p>□ 東京生存権裁判提訴</p> <p>□ 大森クローム（未払い賃金請 求和解）</p> <p>□ スカイマーク（東京地裁損害 賠償請求勝利判決）</p> <p>□ 原爆症認定集団訴訟（東京 地裁勝利判決）</p> <p>○ 生存権裁判を支える大田の会 結成</p> <p>□ 栗書肝炎（東京地裁勝利判決）</p> <p>□ 日本航空（深夜夜業免除裁判 東京地裁勝利判決）</p> <p>□ 最高裁遺族年金近親者にも 支給認め</p> <p>□ 本多史和さん（残業未払事 件一審勝利判決）</p> <p>□ ソニー（厚労省拒否後 処分申立）11月27日和解</p> <p>□ 君が代不起立解雇裁判敗訴 判決</p> <p>★ 労働組合Q&A第2版（日 本評論社）出版</p> <p>★ 「相続・贈与Q&A」（日 本評論社）出版</p> <p>□ 東京大気汚染公害裁判（東 京高裁和解）</p>
2006	<p>布川事件東京高裁再審開 始決定</p>	<p>□ 中国残留孤児（国賠訴訟東 京地裁敗訴判決）</p> <p>□ 日丸君が代処分取消提訴</p> <p>□ 東京生存権裁判提訴</p> <p>□ 大森クローム（未払い賃金請 求和解）</p> <p>□ スカイマーク（東京地裁損害 賠償請求勝利判決）</p> <p>□ 原爆症認定集団訴訟（東京 地裁勝利判決）</p> <p>○ 生存権裁判を支える大田の会 結成</p> <p>□ 栗書肝炎（東京地裁勝利判決）</p> <p>□ 日本航空（深夜夜業免除裁判 東京地裁勝利判決）</p> <p>□ 最高裁遺族年金近親者にも 支給認め</p> <p>□ 本多史和さん（残業未払事 件一審勝利判決）</p> <p>□ ソニー（厚労省拒否後 処分申立）11月27日和解</p> <p>□ 君が代不起立解雇裁判敗訴 判決</p> <p>★ 労働組合Q&A第2版（日 本評論社）出版</p> <p>★ 「相続・贈与Q&A」（日 本評論社）出版</p> <p>□ 東京大気汚染公害裁判（東 京高裁和解）</p>

年月	世の中の動き	事務所活動
2010	<p>10 9 7 6 5 4 3 1 11 10 9 8 6 5 3 2 1 12</p> <p>国鉄改革1047名問題 の政治的解決案受け入れ NPIT再検討会議要請</p> <p>JR採用差別事件解決 参議院選挙（民主大敗）</p> <p>日本航空整理解雇問題解 雇基準提示</p> <p>日本振興銀行破綻、日本 初のペイオフ</p>	<p>□ 世田谷区議団公務調査費裁判 判決</p> <p>□ 東京大空襲訴訟控訴</p> <p>□ エムスリーカー又都労委命令 判決</p> <p>□ 日本航空監視ファイル事件 東京地裁勝利判決</p> <p>□ JALUX（空港売店業務） 平和で健康な生活を求め て「解雇問題調停成立」</p> <p>□ 堀越事件（国家公務員法違 反）東京高裁無罪判決</p> <p>★ 塚原英治 青山学院大学法科 大学院特任教授就任</p> <p>□ 生存権裁判高裁判決</p> <p>□ 世田谷（宇治橋）事件判決</p> <p>□ 品川区議団公務調査費裁判 判決</p> <p>□ 日本航空（CCU）都労委勝利 命令</p> <p>□ 横浜事件（最高裁上告棄却・ 横決決定確定）</p> <p>★ 労働契約Q&A第3版（日 本評論社）出版</p> <p>□ 本多史和さん（残業未払事 件東京高裁勝利判決）</p> <p>□ 東京生存権裁判不当判決</p>
2009	<p>東京都安全安心条例改正 案成立</p> <p>裁判員裁判制度始まる</p> <p>海賊対処法「成立」</p> <p>衆議院議員選挙（民主 政権誕生）</p> <p>生存権裁判京都地裁判決 布川事件最高裁再審開始 決定</p> <p>大田派遣村12/17</p> <p>日本航空去存学生開始決定 名護市長選挙 稲嶺氏再選</p>	<p>□ 川崎市政党紙購読調査事件 判決</p> <p>★ 佐藤誠一 自由法曹団東京支 部幹事長就任</p> <p>★ 創立40周年出版記念のついで 「ドキュメント」裁判と人権 （労働者・市民とともに）（日 本評論社）出版</p> <p>★ 「なんぶ」40周年特集号発行 原爆症認定訴訟東京高裁勝 利判決</p> <p>□ エタニットパイプ判決（アス ベスト被害損害賠償解決）</p> <p>□ 日本航空（CCU）都労委命令 （昇格格付け差別事件勝利）</p> <p>□ エムスリーカー又解雇仮処 分勝利決定</p> <p>□ フェデック労働組提訴（休 日不利益変更）</p>
2008	<p>北京オリンピック 麻生太郎内閣発着</p> <p>リーマンブラザーズ経営 破綻（リーマンショック）</p> <p>アメリカ初の大統領 オバマ氏当選</p> <p>日比谷公園年越し派遣村</p>	<p>□ 世田谷区公法弾圧事件（罰 金10万円の有罪判決）</p> <p>□ 痴漢えん罪中田事件（加害 認めた判決破棄差戻）</p> <p>□ セイコージュエリー（会社 解散・解雇、勝利和解）</p> <p>□ JALメンテナン）サービ ス（65歳雇い止め、仮処分 申立）</p>

年月	世の中の動き	事務所活動
2010	10 大田派遣村（蒲田駅西口） 日本航空整理解雇	10 東急フアシリテイ雇い止めの保全で解決 スリランカ船着払い止め金銭解決 日本航空乗員プランスワ勤務仮処分申立 日本航空不当解雇撤回国民支援共闘会議結成 倉町第1次訴訟地裁判決 品川区議団政務調査費裁判上生不受理決定
2011	5 4 3 1 アラブの春 東日本大震災 大田区長選（馬場）	5 4 3 1 日本航空不当解雇撤回裁判（乗員・客乗） 提訴 EMスワーカーズ東京地裁勝利判決 原爆症判決 日本振興銀行SFCG事件提訴 川崎市職判決
2012	3 2 労働者派遣法改正法成立	3 2 生存権裁判最高裁判決 フエテックス東京地裁勝訴判決 日本航空整備不当解雇撤回裁判 日本航空不当解雇撤回裁判（乗員）東京地裁判決3/29 日本航空不当解雇撤回裁判（客乗）東京地裁判決3/30 東京大空襲高裁判決
2013	11 109 衆院定数削減等関連法成立（0増5減） 都知事選（宇都宮健児氏出馬、猪瀬氏引退） 衆議院議員選挙・自民氏勝第一次安倍内閣	11 109 向先生徳小会（文化の森）判罰高裁判決 日本航空契約制社員雇止裁判断高裁判決 福島原発訴訟（企業訴訟）福島地裁勝訴 宮川泰彦弁護士を激励する会 東京大空襲訴訟最高裁判決定 日本航空契約制社員雇止裁判断上生不受理・生自棄却決定

年月	世の中の動き	事務所活動
2013	12 特定秘密保護法成立 「国家安全保障戦略」を閣議決定 仲井真沖縄県知事辺野古埋立承認	12 倉町第2次訴訟提訴
2014	1 名護市長選 稲嶺氏再選 教科書検定基準改正（文科省） 都知事選（宇都宮健児氏出馬、舛添氏当選） 袴田事件再審決定（静岡地裁） 消費税8% 大飯原発運転差し止め判決（福井地裁） 国民投票法改正案成立	1 事務所Troppoon開始 元事務局長本多良男さん逝去 日本航空不当解雇撤回裁判控訴審判決 本多良男さん徳小会 日本航空管財人不当労働行為東京地裁勝利判決 日本航空整備不当解雇撤回裁判東京地裁判決
2015	2 1 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）改定に合意 「文官統制」廃止法成立	2 1 本多良男さん東弁人権賞（2014年）表彰 日本航空不当解雇撤回裁判上生不受理・上告棄却（乗員2/4、客乗2/5） 相続・贈与Q&A第2版（日本評論社）出版 大森夏織東弁副会長就任 日本航空産前地上勤務訴訟（マタハラ裁判）提訴 日本航空管財人不当労働行為東京高裁判決 平和のタペ（袋台恵子さん、半田滋さん）
2016	3 2 1 大田区長選・区議選	3 2 1 倉敷民商弾圧事件（小原さん、須増さん）広島高裁判決 JMITU第1回定期全国大会 新・労働組合法Q&A（日本評論社）出版 日本IBMロックアウト解雇訴訟東京地裁判決 解雇無効

年月	世の中の動き	事務所活動
2016	4 熊本地震 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案成立（盗賊拡大、司法取引導入） 参議院議員選挙（山添氏当選、18歳選挙権始まる） 改憲派2/3超 オバマ大統領広島訪問	4 日本航空行政訴訟東京高裁判決 倉町第2次訴訟地裁判決請求棄却 日本振興銀行SMEG事件・東京地裁木村剛元会長に5億円の賠償命じる判決 新・労働組合法Q&A（日本評論社）出版 日本航空行政訴訟最高裁判上生不受理・上告棄却決定 日本振興銀行SFCG事件・東京地裁木村剛元会長に37億円の賠償命じる判決 日本航空整備不当解雇撤回裁判最高裁判上生不受理・上告棄却決定
2017	3 1 改正裁判所法成立（修習生給費制度事実上復活） 日本航空機長組合・乗員組合合併 沖縄・辺野古護国建設着工 安倍首相 憲法改正、2020年施行表明 天皇退位特例法成立 テロ等準備罪（共謀罪）法成立	3 1 倉町第2次訴訟東京高裁判決（地裁判決取消） 倉敷民商弾圧事件（襦屋裁判）岡山地裁判決 日本航空マタハラ裁判勝利和解 取り消し訴訟提訴 安倍首相 憲法改正、2020年施行表明 憲法施行70年企画・憲法こそたからもの
2018	7 6 5 4 3 1 大崎事件 福岡高裁宮崎支部再審開始決定（第3次請求） 米朝首脳会談（トランプ・金正恩） 働き方改革関連法案可決 袴田事件再審決定取消（東京高裁） 麻原彰晃（松本智津男）ほか6人死刑執行 公職選挙法（参議院選挙制度）強行採決	7 6 5 4 3 1 倉敷民商弾圧事件（襦屋裁判）広島高裁岡山支部判決（破棄兼上告） アスベスト東京高裁判決 倉敷民商弾圧事件（小原・須増裁判）最高裁判上告棄却

■事務所のあゆみ

東京南部法律事務所は、その名の通り、東京の南部地域で働く皆さん、生活する皆さんに便利に利用していただけるよう蒲田の地で開業した事務所です。よりよい法律サービスの提供を目指すうち、弁護士も事務員も書類もだんだん増えてきて、この50年間に事務所を4回移転しました。

2018年9月25日発行
東京南部法律事務所「なんぶ」

〒144-8570
東京都大田区蒲田 5-15-8
蒲田月村ビル 4階
TEL : 03-3736-1141
FAX : 03-3734-1584
<http://nanbu-law.gr.jp>

2 コタカビル (1974年・現パチンコ屋)

3 ツユキビル (1978年・現1階居酒屋)

お隣のパチンコ屋さんの音、お向かいのゲームセンターの音が渦巻く、にぎやかな事務所でした。

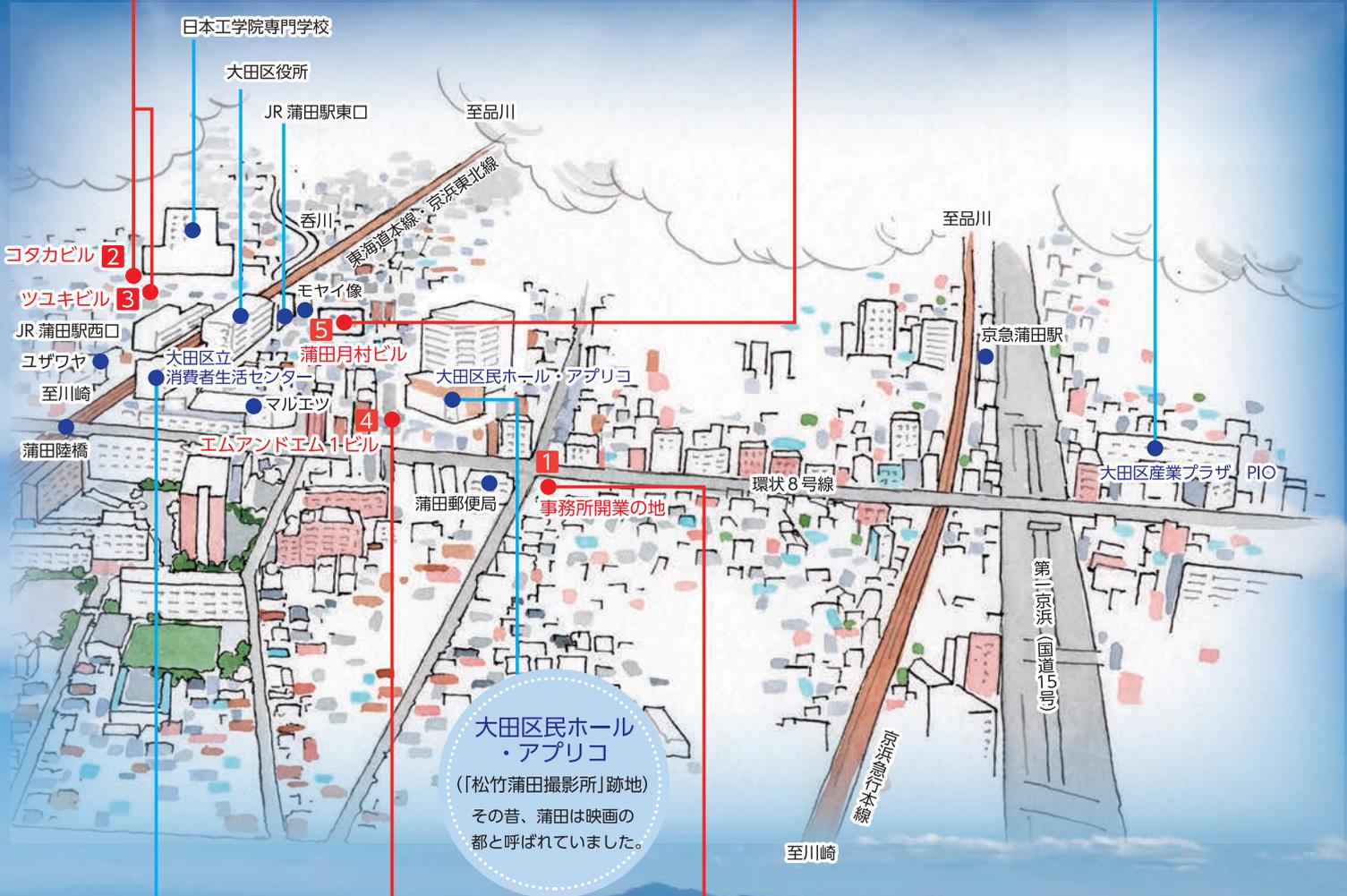
5 蒲田月村ビル

(1997年・現事務所)

蒲田駅前に引っ越して、より便利になりました。応接室も増やし、大人数の打ち合わせも可能になりました。

大田区産業プラザ
PIO

「創立50周年記念の集い」会場。学習会や集会などでも利用しています。



大田区民ホール・アプリコ
〔松竹蒲田撮影所〕跡地
その昔、蒲田は映画の都と呼ばれていました。

大田区立
消費者生活センター
学習会や集会などで利用
しています。

4 エムアンドエム1ビル

(1992年)

ぐんと明るい雰囲気の事務所になりました。ただ、駅から少し遠いのが難点でした。

1 事務所開業の地

(1968年)

隣の大丸市場が火事になったとき、事務所の記録が焼けてしまうのではないかと心配した依頼者がいたとか。